

厚木市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2の規定に基づき、神奈川県知事に届出を義務づけられた保育施設（以下「施設」という。）の設置者に対し、児童の健康、安全及び衛生面での適切な保育水準を確保するため、予算の範囲内において厚木市届出保育施設利用者支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、厚木市補助金等交付規則（昭和45年厚木市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるものとし、補助事業に要する経費に対して補助金を交付するものとする。

(1) 入所児童の健康診断

ア 補助の対象となる児童は、月ぎめで施設を利用している入所児童とする。

イ 健康診断の検査項目は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に準ずるものとする。

(2) 調理員及び調乳担当者（以下これらを「調理担当職員等」という。）の保菌検査

ア 補助の対象となる職員は、調理担当職員等とする。

イ 検査項目は、赤痢菌を含んだ項目とする。ただし、6月から9月までの4箇月間に限り、O-157を含んだ検査を補助の対象とする。

ウ 検査は、原則として毎月実施されていることを補助の要件とする。

エ 検体の郵送料（検査に応じて負担するものに限る。）については、補助の対象とする。

オ ぎょう虫検査については、補助の対象外とする。

(3) 施設賠償責任保険

ア 補助の対象となる児童は、月ぎめで施設を利用している入所児童とする。

イ 補助の対象となる保険の内容は、施設の欠陥、管理の不備、保育中の監督不注意等によって生じた事故により、施設が児童及び第三者に対して法律上の賠償責任を負った場合に、施設が負担する損害賠償金を対象としたものとする。

2 年度途中に開所した施設は、開所日以降を補助の対象とする。

3 施設が期日を過ぎて届出した場合は、当該届出の月以降を補助の対象とする。

4 雇用する従業員の乳幼児を保育するために自ら設置する保育施設及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係る施設は、補助の対象としないものとする。

（補助額の算出方法等）

第3条 前条第1項に規定する補助事業に対する補助金の額は、次の各号に掲げる方法により算出された額の合計額とする。

(1) 入所児童の健康診断受診料は、別表に定める厚木市届出保育施設利用者支援事業費補助金交付基準（以下「交付基準」という。）により算出した基準額と施設を運営する者（以下「設置者」という。）が支出した額を比較していずれか少ない額の3分の2に相当する額とする。

(2) 調理担当職員等の保菌検査料は、交付基準により算出した基準額と設置者が支出した額を比較していずれか少ない額の3分の2に相当する額とする。

(3) 施設賠償責任保険料は、交付基準により算出した基準額と設置者が支出した額を比較していずれか少ない額の3分の2に相当する額とする。

2 前項各号に掲げる方法により算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、届出保育施設利用者支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

(1) 補助金所要額内訳書

(2) 補助金月別状況表

(3) その他参考となる書類

2 前項の規定による申請の時期は、次のとおりとする。

区分	提出期日
前期分	当該年度の9月10日
後期分	当該年度の3月10日

（交付決定）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、届出保育施設利用者支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする。

(施設に対する指導)

第7条 市長は、必要に応じ県と連携して施設の確認調査を実施し、児童処遇向上及び安全確保について必要な指導及び助言を行うものとする。

(補助の取消し)

第8条 前条の規定による指導及び助言に対し、改善が認められない施設については、県と協議し補助を取り消すことができるものとする。

(書類の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成14年11月18日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

2 申請書の提出期日は、第4条の規定にかかわらず平成14年度に限り平成14年12月5日までとする。

3 施設賠償責任保険料は、附則第1項の規定にかかわらず平成14年度に限り平成14年4月1日から適用し、平成14年10月1日以降分を補助の対象とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。